

本部会におけるヒアリング等の今後の取扱いについて（確認事項）

平成 26 年 11 月 14 日第 3 回方策検討部会

【確認事項】

1 団体からのヒアリングの実施

街宣行動等をおこなっている側の団体

街宣行動等をおこなっている側の団体からもヒアリングを実施する。

被害を受けた側の団体

YouTube をはじめとしたインターネット動画やこれまでの事務局からの報告等に加え、本日の団体からのヒアリングで状況把握ができたこと、また厳しい部会開催日程の中で今後は実施しない。

2 その他、ヘイトスピーチに対する方策に関する要望などの取扱い

審議会に対して寄せられた書面による要望及び提出された資料は、事務局を通じて部会へ報告する。

大阪市に対して寄せられた要望（「市民の声」等市民からの意見）は、事務局において概要を部会へ報告する。